介護サービス施設・事業所調査の概要(平成30年以降)(案)

※下線部分が見直し事項

1. 調査の目的

この調査は、全国の介護サービスの提供体制、提供内容等を把握することにより、 介護サービスの提供面に着目した基盤整備に関する基礎資料を得ることを目的とす る。

2. 調査の根拠

統計法(平成19年法律第53号)に基づく一般統計調査

3. 調査の期日

毎年10月1日

4. 調査の対象及び客体

(1)基本票

都道府県を対象とし、「調査対象施設・事業所一覧」に掲げる施設・事業所について把握する。

(2) 詳細票

基本票で把握した介護保険制度における全国の介護予防サービス事業所、地域密着型介護予防サービス事業所、介護予防支援事業所(地域包括支援センター)、居宅サービス事業所、地域密着型サービス事業所、居宅介護支援事業所及び介護保険施設を対象とし、<u>訪問介護、通所介護、居宅介護支援、介護予防支援については層化無作為抽出した事業所</u>、それ以外については全数を客体とする((介護予防)訪問リハビリテーション、(介護予防)居宅療養管理指導並びに医療施設がみなしで行っている(介護予防)訪問看護及び(介護予防)通所リハビリテーションを除く)。

調查対象施設 • 事業所一覧

介護予防サービス事業所

- 介護予防訪問入浴介護
- 介護予防訪問看護ステーション
- 介護予防通所リハビリテーション
- 介護予防短期入所生活介護
- 介護予防短期入所療養介護
- 介護予防特定施設入居者生活介護
- 介護予防福祉用具貸与
- 特定介護予防福祉用具販売

地域密着型介護予防サービス事業所

介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 介護予防認知症対応型共同生活介護

介護予防支援事業所(地域包括支援センター)

居宅サービス事業所

訪問介護 訪問入浴介護

訪問看護ステーション

通所介護

通所リハビリテーション

短期入所生活介護

短期入所療養介護

特定施設入居者生活介護

福祉用具貸与

特定福祉用具販売

地域密着型サービス事業所

定期巡回•随時対応型訪問介護看護

夜間対応型訪問介護

認知症対応型通所介護

小規模多機能型居宅介護

認知症対応型共同生活介護

地域密着型特定施設入居者生活介護

地域密着型介護老人福祉施設 複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)

版口主り こへ(有成小が沃夕)成形主占モノ

地域密着型通所介護

<u>居宅介護支援事業所</u>

介護保険施設

介護老人福祉施設介護老人保健施設

…抽出対象

5. 調査事項

(1)基本票

• 施設基本票:法人名、施設名、所在地、定員 等

• 事業所基本票:法人名、事業所名、所在地 等

(2)詳細票

介護保険施設:在所者数、居室の状況、従事者数等

・ 居宅サービス事業所等: 利用者数、従事者数 等

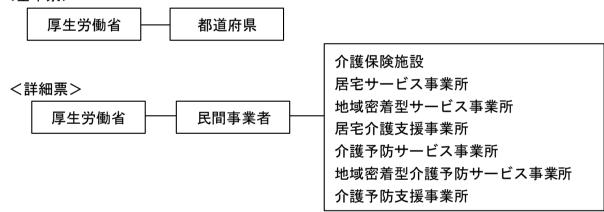
6. 調査方法及び経路

(1)調査方法

行政情報から把握可能な項目については、都道府県に対しオンラインによる基本票の配布・回収により調査を実施し、それ以外の項目については、施設・事業所に対し厚生労働省が委託した民間事業者による詳細票の配布・回収(郵送等)により調査を実施する。

(2)調査の系統





7. 標本設計及び抽出方法

(1)母集団情報

前年調査により得られた名簿

(2)抽出方法

① 層化及び抽出の考え方

サービス、都道府県、施設・事業所の規模別に層化無作為抽出する。

② 目標精度

サービス、都道府県別の介護・看護職員、介護支援専門員、専門職員における 従事者数及び常勤換算従事者数の標準誤差率が5%以内になることを目標に標 本数を計算する。

③ 回収率及び廃止の状況を勘案した標本数の設定

②の標本数に、過去の都道府県別の回収率の逆数及び(1 一廃止率)の逆数 を乗じ、層ごとの標本数を計算する。

8. 推計方法

サービス別、都道府県別に、母集団全体の状態を推計する。

9. 過去の調査結果との比較について

(1)基本票

平成30年以降も、行政情報から把握可能な項目については、都道府県に対し調査を実施し、引き続き全数を把握するため、基本票による調査を開始した平成24年以降の調査結果と実数での比較を行うことができる。

(2)詳細票

平成30年以降は、全数調査から標本調査へ移行し、結果は推計値となるため、 平成29年以前の調査結果との実数での比較はできない。

10. 集計及び結果の公表

集計及び結果の公表は、厚生労働省政策統括官(統計・情報政策担当)が行う。 調査結果は、「平成30年介護サービス施設・事業所調査の概況」及び「平成30年 介護サービス施設・事業所調査」(報告書)として集計完了後速やかに公表するとと もに、厚生労働省ホームページ(http://www.mhlw.go.jp/)及び政府統計の総合窓口 (e-Stat)に掲載する。